

問題 18 「輸入取引」に該当するかどうかの判断に当たっては、当該取引に係る売手及び買手の居所及び当該取引契約締結の場所は問わない。

問題 19 本邦の居住者である甲と外国の居住者である乙との間の売買契約に基づき当該外国から輸出され、本邦への運送途中にある貨物について、甲と本邦の居住者である丙との間の売買契約が締結され、丙により当該貨物が輸入される場合には、甲と丙との間の売買が輸入取引となる。

問題 20 本邦に居住している輸入者が、外国で保管している自己の貨物を本邦に輸入する場合も、輸入取引に該当する。

問題 21 本邦の居住者である甲と外国の居住者である乙との間の売買契約に基づき本邦に到着し、保税地域に蔵置中の貨物が、甲から本邦の居住者である丙に転売されて輸入される場合は、甲と丙との間の売買が輸入取引となる。

問題 22 本邦の受託者が、外国のメーカーからの委託を受けて日本国内で販売するために貨物を輸入する場合には、当該メーカーと当該受託者との間の取引は、輸入取引に該当する。

問題 18 ×
売手の居所及び当該取引契約締結の場所は問わないが、買手は、本邦に住所、居所、本店等の拠点を有していなければならない。
根拠規定：定率法第4条第1項、定率通達4-1

問題 19
根拠規定：定率法第4条第1項、定率通達4-1(2)ロ

問題 20
貨物を
根拠規定：定率法第4条第1項、定率通達4-1(1)

問題 21
甲と丙
現実に貨
根拠規定：定率法第4条第1項、定率通達4-1(2)ハ

問題 22
委託販
ので、輸
根拠規定：定率法第4条第1項、定率通達4-1の2(1)ロ